

政治の主演は私たち



小学生用



令和5年度
明るい選挙啓発作品委員長賞
香美市立鏡野中学校1年(当時)
山本 華緒さんの作品

高知県選挙管理委員会
高知県明るい選挙推進協議会

私たちの暮らしと政治

きけんなもの^{つか}が使われて
いるからと、野菜^{やさい}がぜん
ぶ食べられなくなった。



消費税^{しょうひぜい}が30%になった。
おこづかい^たを上げてもら
わないと足りないな…。

ゴミ収集^{しゅうしゅう}の車^きが来てくれな
いので、自分たち^{しよぶんしやう}で処分場^も
に持って行くことになった。



ある日目が 覚めたら…



がいろ^{とう}灯^きが夜10時をす
ぎたら、消えてしま^{あひ}う。
町^{くら}が暗^{あふ}くなって危^{あぶ}ない
な…。

戦争^{せんそう}が始^{はじ}まっていた。
どうしよう。



病院^{びやういん}のしんりよう代^{ふたん}が全額^{ぜんがく}
負担^{ふたん}になったから、ちょ
っとの病^{びやう}気^きでは病院^{びやう}に行^き
けなくなっちゃった。



教科書代^{きやうかしょうだい}があることになっ
たので、おこづかい^たが減^へら
された。



ある日^ひ目^めが覚^さめてみたら…このようなこと^かが勝手^{かって}に決^きまっていたらどうしますか。
しかし、“政治^{せいざ}なんて自分^{かんけい}に関係^{むすか}ない” “難^{むずか}しくて分^わからない” そんなふう^へに思っ
ていたら、こういうこと^こになっ^ててしま^うかもしれない。

政治とは？

私たちは、誰もが安全な町で、安心して、豊かに暮らしたいと望んでいます。

そうした社会を実現するために、社会のしくみや道路、公園の整備、福祉のサービスなどについて話し合いで決めていく政治はとても大切なものです。



政治の中心となる国会議員や県、市町村の長、議員は、住民の代表として私たちが「選挙」で選びます。そのため、私たちの代表を選ぶ「選挙」はとても大事なものです。

公園やスポーツ
施設の充実を
考える

地震や災害に
強い町をつくる

ゴミの収集と
リサイクルを
考える

町の産業を
さかんにする

住民の健康を守る

体に障害のある人や
お年寄りが暮らし
やすい町にする

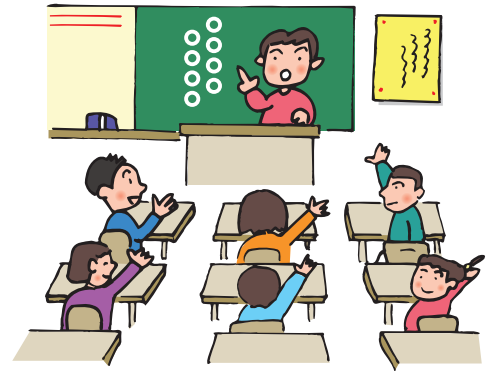


選挙で選ばれた人たちは、ぼくたちの住んでいる市町村でどんな仕事をしているのかな？

それでは、私たちの代表を選ぶ「選挙」とはどのようなものか考えてみましょう。

選挙ってなに？

選挙とは、私たちの代表を^{とうひょう}投票によって選ぶことです。
皆さんのまわりでも、いろんな選挙が行われています。
例えば、学級委員長や児童会の役員を選ぶとか……



皆さんが学級委員長を決めるとき、その人の考え方を聞いて“この人なら”という人を選ぶと思います。

国や県、市町村の場合も同じです。

私たちは、くらしの中で、いろんな意見や願いを持っています。

そうした意見や願いを実現してもらうために、選挙によって、議員や知事など私たちの代表を選んでいきます。

選挙で選ばれた人たちは、私たちのくらしに関係する政治を行うわけですから、私たち一人ひとりが、その人の声をよく聞き、“この人なら”という人を選ばないと、私たちの意見や願いは実現しないのではないのでしょうか。



選挙って、
どうやって
行われるんだろう？



選挙のしくみ

選挙には、国の政治に関することを決める衆議院議員、参議院議員といった国会議員を選ぶ選挙や、私たちが住んでいる県、市町村の政治に関することを決める都道府県の知事や議員、市町村の長や議員を選ぶ選挙などがあります。

「選挙権」って何？

選挙をする権利「選挙権」は、
○満 18 歳以上の日本国民



「被選挙権」って何？

選挙の候補者になれる「被選挙権」は選挙によって違います。

●参議院議員・都道府県知事

満 30 歳以上の日本国民

●衆議院議員・市町村長

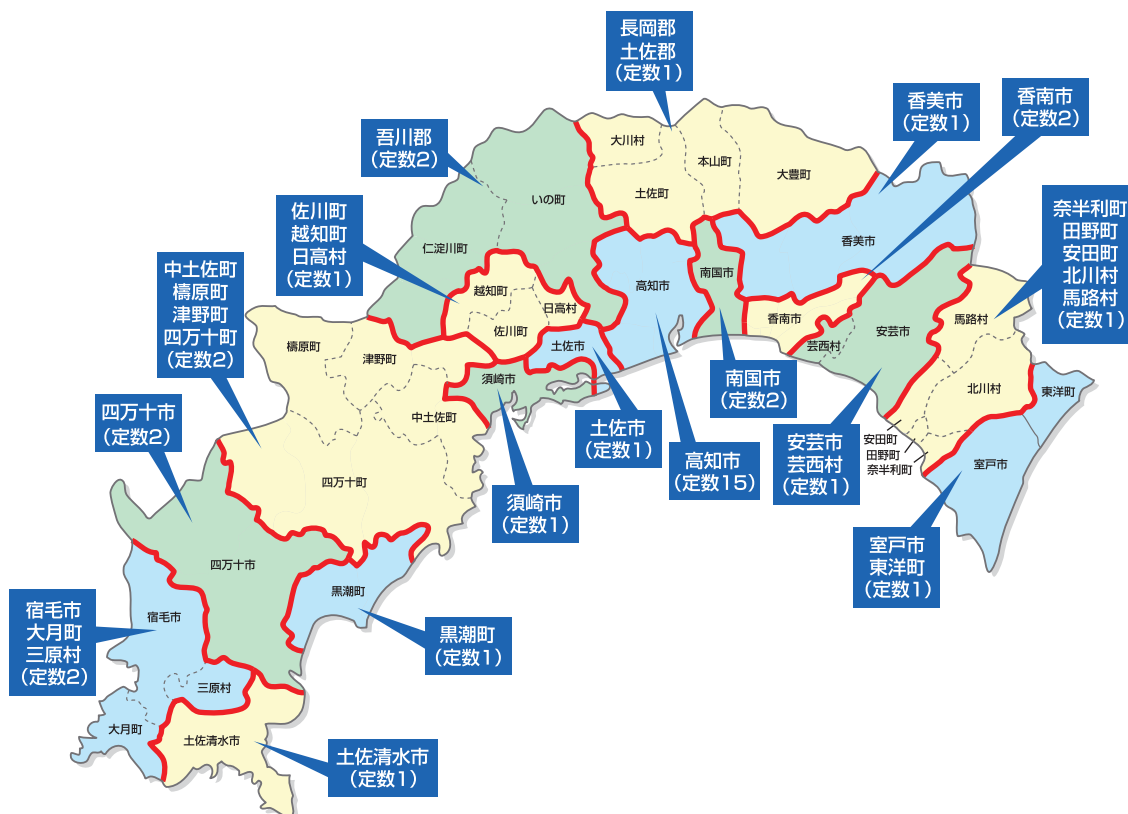
満 25 歳以上の日本国民

●都道府県、市町村議会議員

満 25 歳以上の日本国民で、その選挙権を持っている人

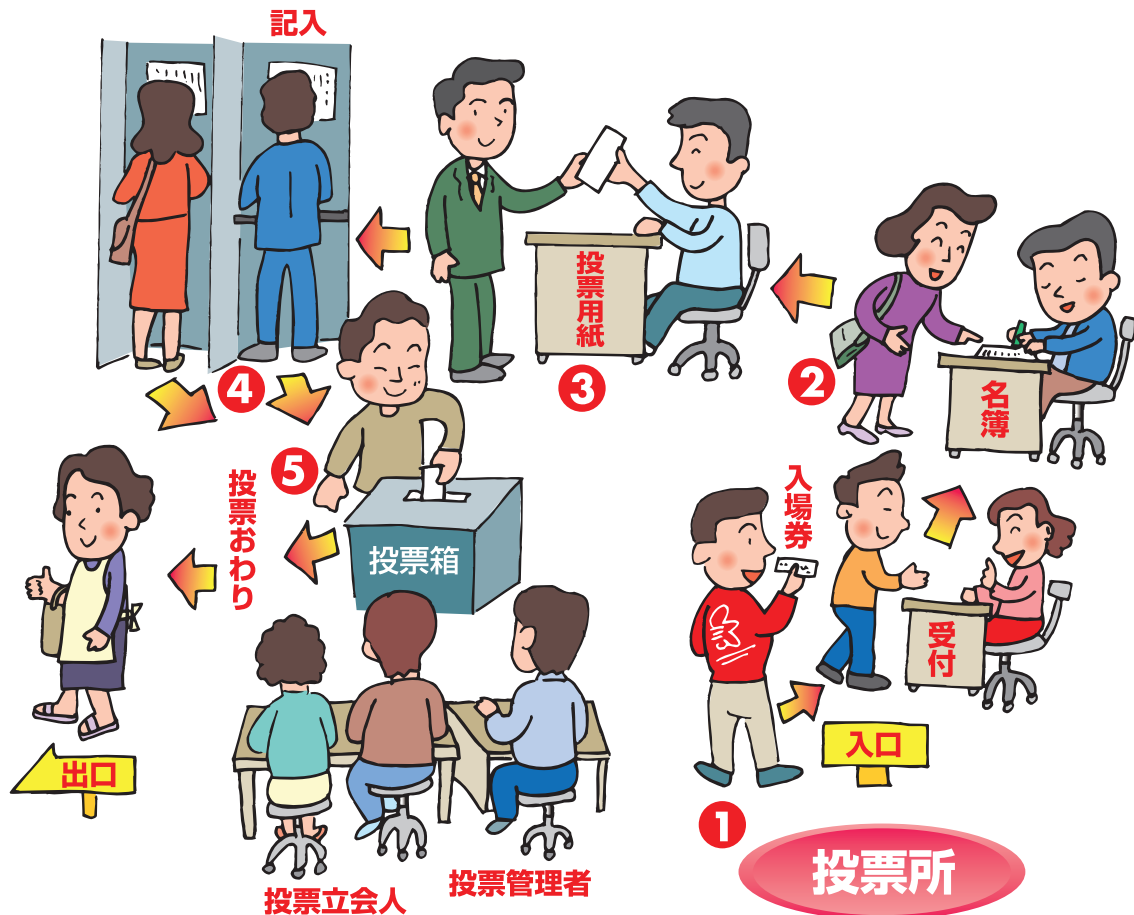


高知県議会議員選挙の選挙区は 17 選挙区で、議員定数は 37 名です。下の地図は、選挙区を表した地図です。自分の住んでいる市町村は、どこの選挙区になるのかな。



投票のながれ

それでは、投票とはどういうものでしょうか。下は簡単な投票のながれです。



1 投票日に投票所へ行き、受付係に投票所入場券を出して受付をします。

2 名簿対照係で対照を受けます。(本人かどうかの確認)

3 投票用紙交付係で投票用紙をもらいます。

4 投票記載台で投票用紙に記入します。

5 投票箱に投函します。

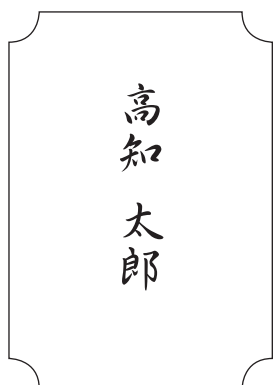
もっと
めんどくさいと
思っていたけど、
わりと簡単だね。



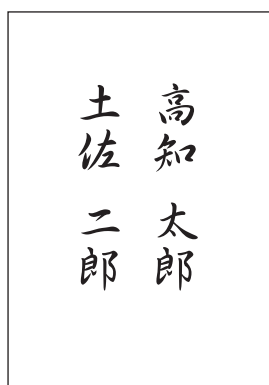
投票用紙の書き方

投票用紙には、候補者^{こうほしゃ}の名前を正しくはっきりと書かなくてはなりません。このことが守られずに無効^{むこう}となってしまう票のことを無効票といいます。

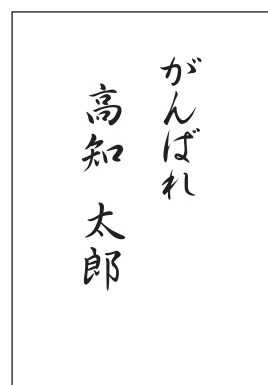
以下に無効票^{れい}の例をあげます。



投票用紙ではない紙に
書いたもの



2人以上の候補者の
氏名を書いたもの



氏名以外の事を
書いたもの

この他にも、「誰の氏名を書いたのか分からないもの」「立候補^{りっこうほ}していない人の氏名を書いたもの」なども無効票となります。

大切な一票です。無効票にならないよう気をつけたいものです。



選挙こぼればなし

い どう き じつ ぜん とう ひょう じょ ～移動期日前投票所～

現在の選挙制度では、基本的に投票は投票所で行うことになっています。ですが、^{さんかんぶ}山間部に住んでいる方など、投票所までの移動に多くの時間をかけている方もいます。

そこで、車に投票箱などを乗せて公民館や集会所を回る「移動期日前投票所」が誕生しました。平成 28 年 7 月に島根県浜田市で初めて開設され、今では投票しやすい^{かんきょう}環境を整えるため、全国にも取り組みが広がっています。

高知県では、平成 31 年 4 月に行われた高知県議会議員選挙で、いの町が初めて実^{じっ}施^ししました。

投票あれこれ

投票できる時間は？

投票できる時間は午前 7 時から午後 8 時までです。
(投票所によっては、投票所を閉じる時刻を繰り上げて
しているところがあります。)

投票所入場券がないと投票できないの？

投票所入場券は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会から送られてきます。入場券がなくても、本人であると確認することができたら、投票できます。

投票日に投票所へ行けないときは？

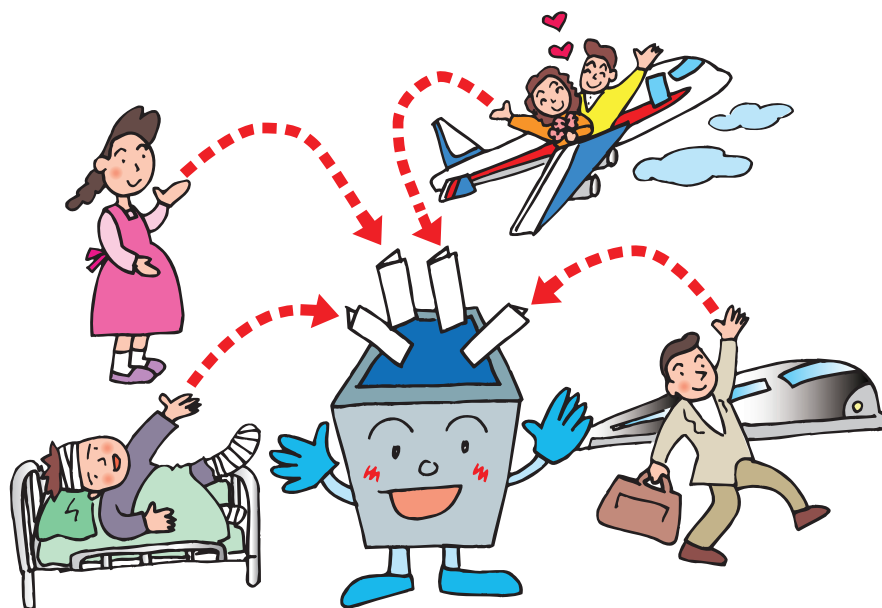
仕事や旅行、病気、ケガなどで投票日に投票所に行けない人は、投票日前に投票を済ませておくことができます。

自分が住んでいる市町村の選挙管理委員会では期日前投票制度、指定されている病院、老人ホームなどでは不在者投票制度で、選挙の告示日（公示日）の翌日から投票日前日まで、午前 8 時 30 分から午後 8 時（老人ホームなどでの不在者投票は午後 5 時）までの間に行えます。

夜8時まで
なら、仕事の
後で行ける。



入院している
私のおばあちゃんも
投票ができるのね。



選挙権の歴史

選挙はいつの時代からあるが、また、選挙権の歴史を振り返ってみましょう。

1 制限されていた選挙権

衆議院と貴族院（現在は衆議院と参議院）からなる国会ができたのは今から約 130 年ほど前の明治 22 年（1889 年）のことでした。

そのときに、選挙についての法律である衆議院議員選挙法がつくられ、国民の参政権ができましたが、このときの選挙権を持つ人は、

○満 25 歳以上の男子

○直接国税を 15 円以上おさめた人に限られていました。



当時の投票風景（ビゴー「国会議員之本」より）

2 普通選挙の実現

その後、何回かおさめる国税の額の見直しがあったあと、大正 14 年（1925 年）に満 25 歳以上の男子なら誰でも選挙権を持つことになりました。

そして、昭和 20 年（1945 年）に、女子も選挙権を持つことになり、年齢も満 20 歳まで引き下げられました。



昭和 22 年（1947 年）

高知県知事選挙、高知市長選挙の投票風景

（高知新聞社提供）



選挙こぼればなし ～自由は土佐の山間より～

明治維新からの間もない時期、天皇制を中心とした中央集権国家の建設をめざす政府に對抗し、自由や人民の権利の確立を求め、全国規模で展開されたのが、自由民権運動です。

高知はその中心の 1 つとなっており、平成 12 年（2000 年）、高知県議会は「自由民権運動発祥の地」を自認する高知県にふさわしい「自由は土佐の山間より」という言葉を県詞（県を象徴する言葉）とすることを決定しました。

そして、平成 27 年（2015 年）、実に 70 年ぶりに投票できる年齢が国会で議論され、選挙権年齢が満 20 歳から満 18 歳へ引き下げられました。



すごい熱気が
伝わってくるような
様子だね。



昭和 42 年（1967 年）、衆議院議員総選挙の白熱の得票争いを見守る人々
（高知新聞社提供）

3 有権者 1 億人の時代へ

このように、今日の選挙制度の実現には、多くの困難と長い道のりがあったことを忘れてはいけません。

平成 12 年（2000 年）に行われた第 42 回衆議院議員総選挙において、有権者数は 1 億 49 万人となり、ついに有権者 1 億人の時代を迎えることになりました。



選挙こぼればなし

～高知県は

女性参政権発祥の地～

楠瀬 喜多（くすのせ きた＝右写真）は自由民権運動の中心的存在であった「立志社」の活動に賛同し、立志社の演説会があると、欠かさず聞きに行き、また、民権家の面倒をみたりするなど、「民権ばあさん」と呼ばれ、語り継がれている女性です。

男女同権を提唱していた喜多が、「納税しているにもかかわらず、女だからという理由で選挙権がないのはおかしい」ということを県令（現在の県知事）に訴えたことが全国紙で報道され、女性参政権の先駆者として有名になりました。

喜多の訴えから 2 年後の明治 13 年（1880 年）、女性の選挙権、被選挙権を全国で初めて認めて行われた土佐郡上街（現在の高知市上町）町会議員選挙を記念して同町内にある高知市立第四小学校の正門の脇には、「婦人参政権発祥の地」の碑があります。



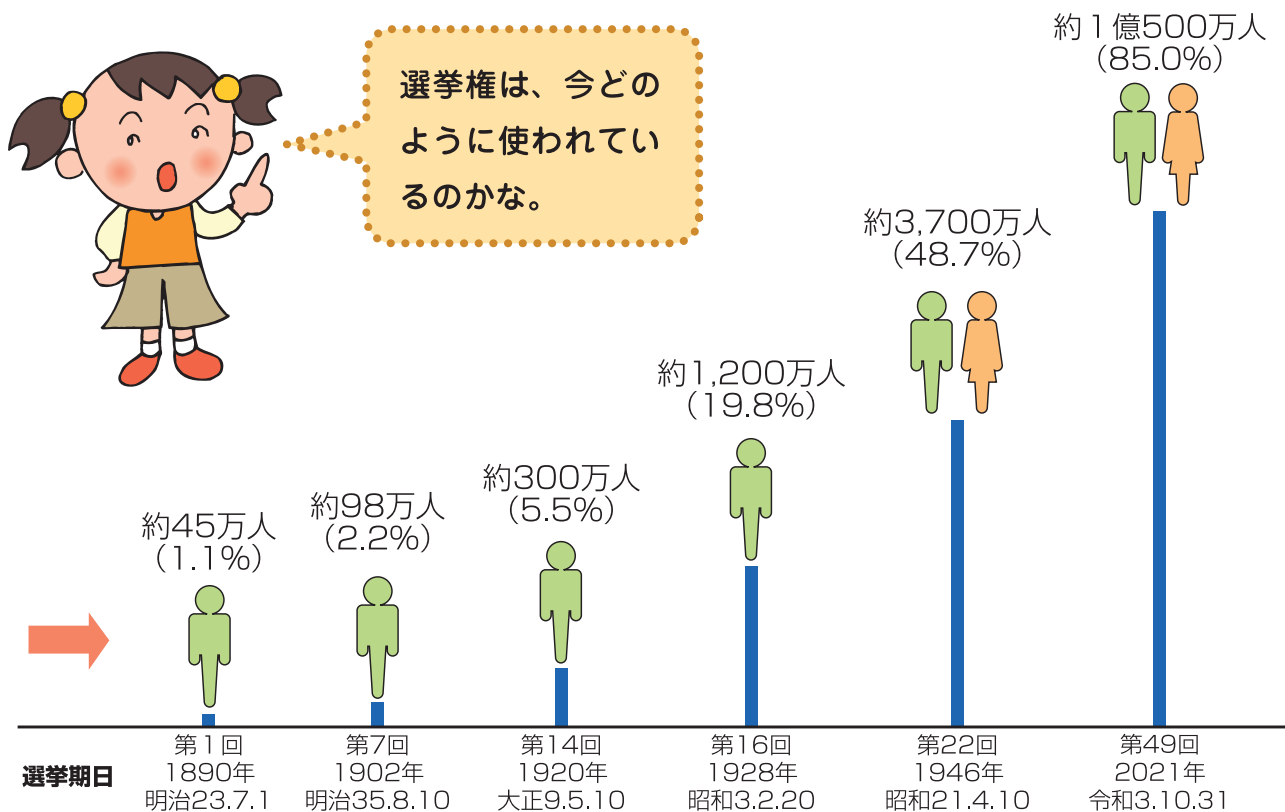
楠瀬喜多（高知市立自由民権記念館提供）



「婦人参政権発祥の地」の碑

衆議院議員総選挙の有権者数の移り変わり

※（ ）内の数字は、総人口に対する有権者の占める割合を表しています。



年代	明治22年	明治33年	大正8年	大正14年	昭和20年	平成28年
衆議院議員の選挙権の推移	年齢満25歳以上 男子 直接国税15円以上の納税者	年齢満25歳以上 男子 直接国税10円以上の納税者	年齢満25歳以上 男子 直接国税3円以上の納税者	年齢満25歳以上 男子	年齢満20歳以上 男子・女子	年齢満18歳以上 男子・女子



選挙こぼればなし

～えっ！ 投票用紙に自分の名前～

第1回衆議院議員総選挙では、投票用紙に投票をした者の住所、氏名、実印^{じついん}まで押さなければならず、誰が誰に投票したのか分かってしまいました。

明治33年の法改正^{ほうかいせい}により、こうした投票用紙への名前などの記入の必要がなくなり、現在のように投票の秘密が守られるようになりました。

選挙と投票率

投票率

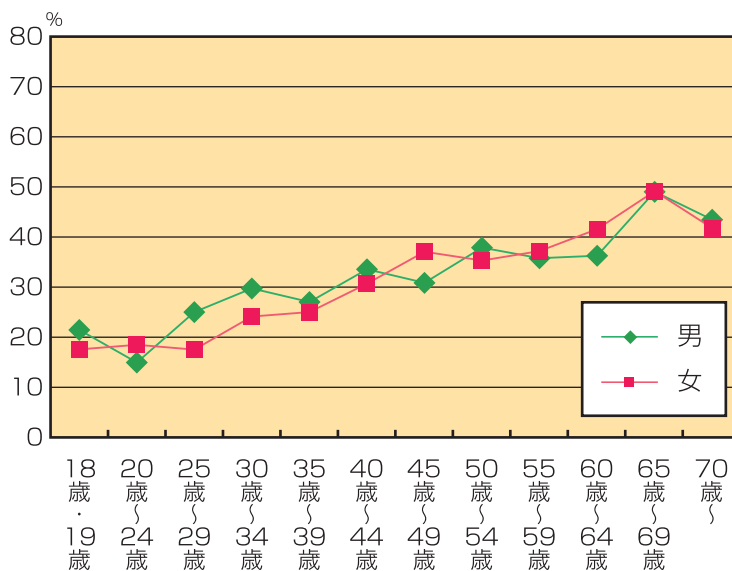
長い歴史の中で勝ち取ってきた選挙権ですから、大事に使わないといけませんね。
選挙権を持っている人のうち、投票した人の割合を^{とうひょうりつ}**投票率**といいます。

下のグラフは、令和5年に行われた参議院議員補欠選挙の県内4団体での
^{だんじょねんれいべつとうひょうりつ}男女年齢別投票率を表したものです。

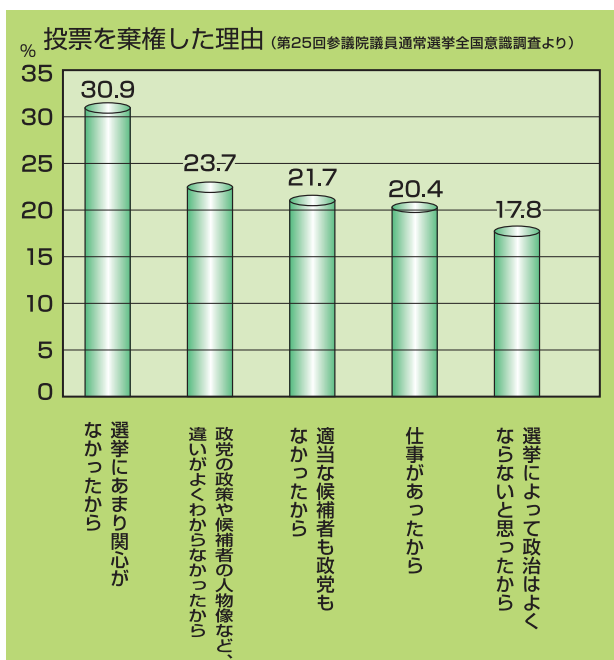
どうして、若い人の
投票率が低いのかな。



県内4団体男女年齢別抽出投票率(令和5年10月22日執行参議院議員補欠選挙)



棄権した理由



左のグラフは、令和元年の参議院議員
通常選挙において、投票を棄権した人の
理由をまとめたものです。



選挙にあまり関心
がなかったからという
理由が一番多いね。

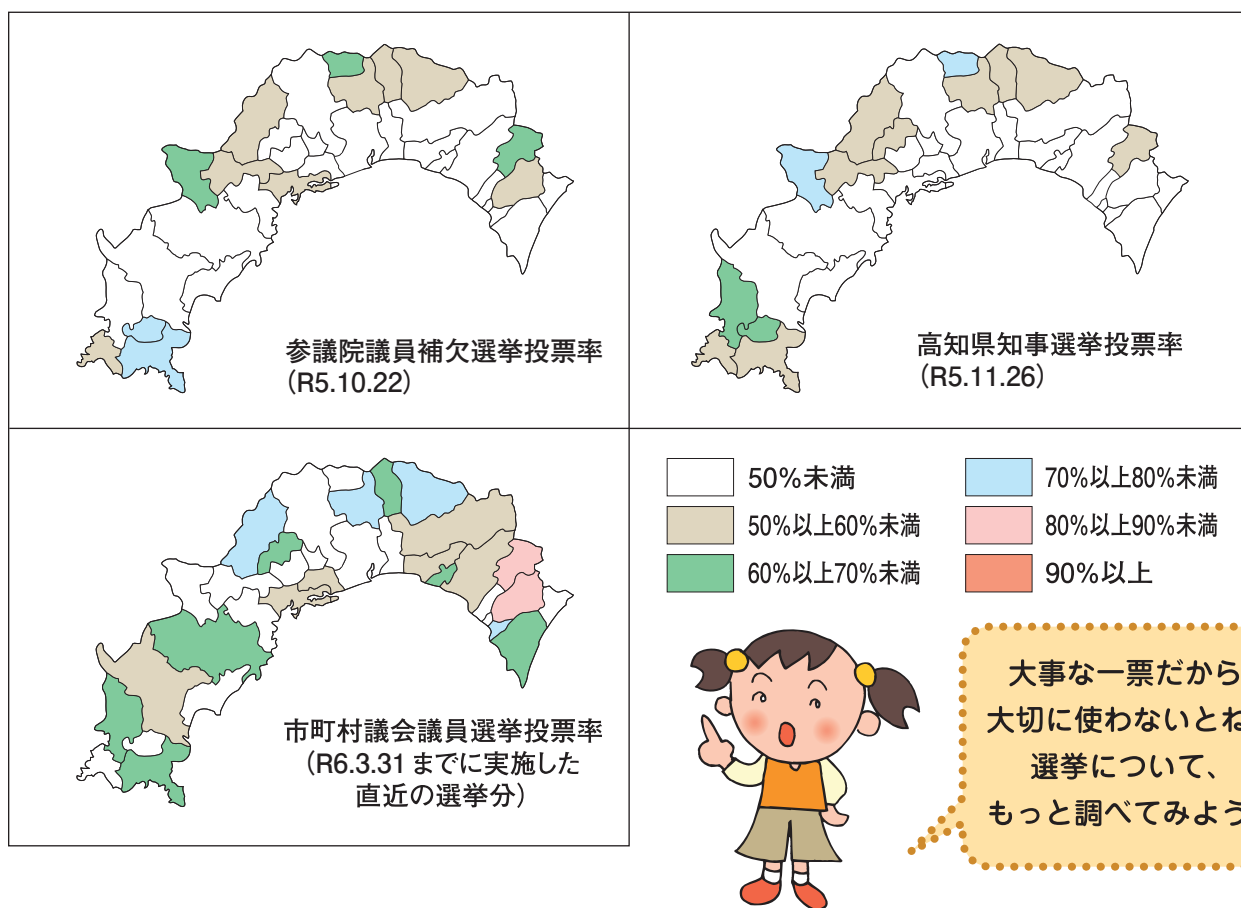
高知県の投票率

私たちの市町村の投票率

下の地図は、最近行われた^{こくせい}国政選挙(参議院議員補欠選挙)、知事選挙、そして皆さんが住んでいる市町村で行われた議会議員選挙の投票率を市町村別で表したものです。

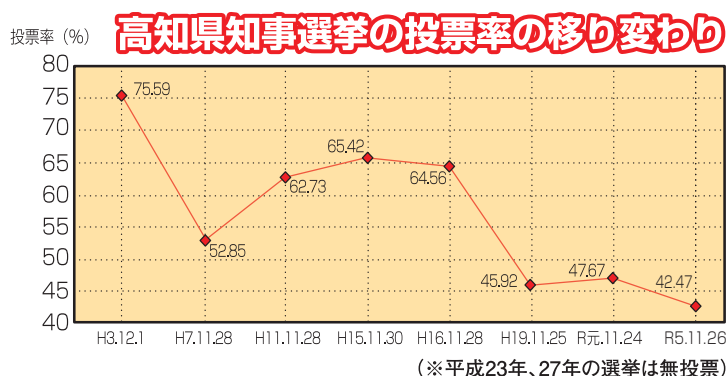
これら3つの選挙の投票率を比べてみると、市町村議会議員選挙の投票率が一番高いことが分かります。

私たちの暮らしと政治の関係が、市町村においてはより近い関係にあり、私たちの声が政治に届きやすいということが、この結果に表れているためと思われます。



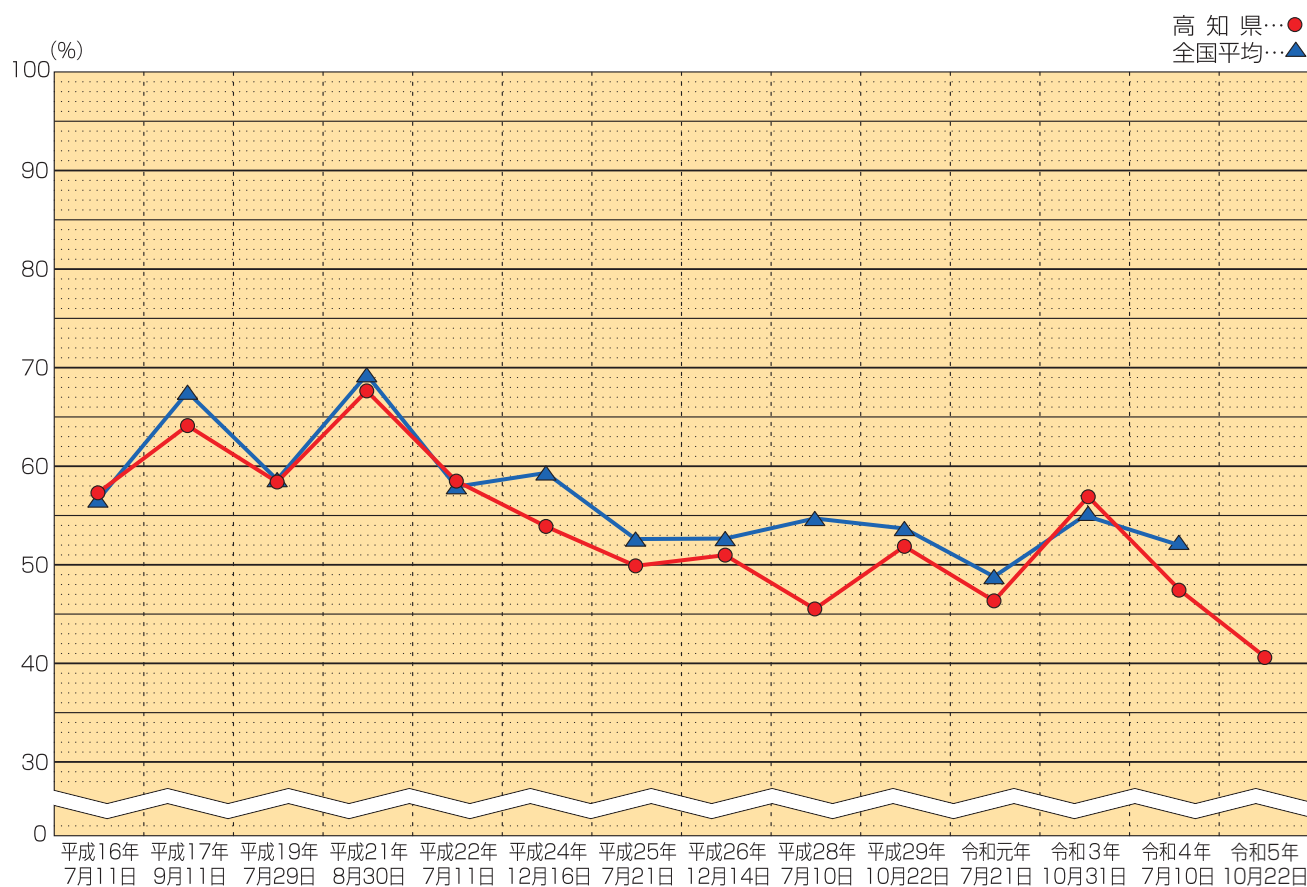
右のグラフは、高知県知事選挙の過去8回分の投票率の移り変わりを表したものです。

平成3年12月1日に行われた知事選挙では、実に投票率75.59%という高い数字を残しました。



最近の選挙の 投票率はどうだろう

投票率や棄権した理由を見てきましたが、最近の選挙の投票率はどのようになっているでしょう。過去 20 年間にわたった衆議院議員・参議院議員選挙の投票率をグラフで見てみましょう。



●衆議院議員総選挙 (高知県小選挙区)

(%)

	平成15年 11月9日	平成17年 9月11日	平成21年 8月30日	平成24年 12月16日	平成26年 12月14日	平成29年 10月22日	令和3年 10月31日
高知県	56.92	64.12	67.64	53.89	50.98	51.87	57.34
全国平均	59.86	67.51	69.28	59.32	52.66	53.68	55.93

●参議院議員通常選挙 (高知県選挙区)

(%)

	平成19年 7月29日	平成22年 7月11日	平成25年 7月21日	平成28年 7月10日	令和元年 7月21日	令和4年 7月10日	令和5年 10月22日
高知県	58.40	58.49	49.89	45.52	46.34	47.36	40.75
全国平均	58.64	57.92	52.61	54.70	48.80	52.05	

※令和5年10月22日は参議院議員補欠選挙

上がったり下がったりしてるけど、
全体的に下がっているみたい。



政治の主役は私たち

政治や選挙のことを、いろいろ学習してきましたが、日ごろからなにげなく使っている建物や病院、道路など、私たちの生活はあらゆる分野で国や地方の政治とつながっています。

例えば、東日本大震災はエネルギー・防災問題を考える大きなきっかけになりました。

地震など災害に強いまちづくり、太陽光発電や風力発電など新しいエネルギーの利用の促進など、いろいろ考えることがあるはずです。

また、東日本大震災では様々な国や地域からたくさんの支援がありました。世界では、日本以外にも様々な国や地域で大きな災害が起こっており、世界全体で助け合わなければならないこともあります。

ふだんから、世界の動きや、世界の中での日本が置かれている立場をよく考えてみましょう。



こうした私たちの身近なところにある問題や、世界の国々との関わり方について、いろいろ議論し、関心を持って考えなければならないことがたくさんあり、それを決定していくのは政治です。

私たちが選挙で選んだ代表の人に、こうした様々な問題を解決してくれるようお願いするわけですから、私たちの声をきちんと聞いてくれる良い代表を選ばなければなりません。

良い代表が選ばれるかどうかは、私たちの一票の投票によって決まります。つまり、私たちが政治のあり方を決めるのはもちろん、政治の主役は私たちなのです。

皆さんが選挙権を取得した際には、棄権せずに、自分の意志でしっかり投票するようにしましょう。



高知県選挙管理委員会と高知県明るい選挙推進協議会は、明るい選挙を推進するための事業の一つとして、毎年、県内の児童・生徒から明るい選挙啓発作品(ポスター・標語)を募集しています。

高知県選挙管理委員会ホームページアドレス 「<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/270101/>」

★3ページの答：選挙のイメージキャラクター「めいすいくん」です。

	小学校	年	組
氏 名			